

尾花沢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (25年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 18,240	千円 11,259,987	千円 289,816	千円 1,983,330	% 17.6	% 18.7

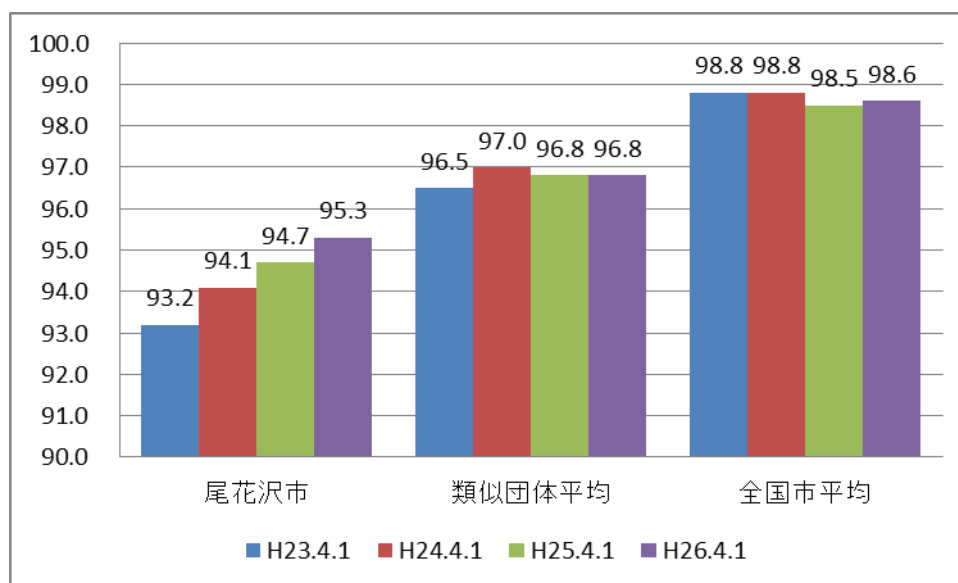
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人 239	千円 819,316	千円 143,935	千円 295,724	千円 1,258,975

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,289	千円 5,581

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成23年4月1日より、国よりも高い昇給回復措置を行っており、国では回復していない年齢層の昇給も回復したため。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
25年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
25年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）山形県人事委員会勧告に準じ、給料表を改定し、（医療職（一）を除く）1人当たりの給与月額平均1,700円の引き上げ。概ね55歳未満職員は増額、概ね55歳以上職員は減額改定となる。減額対象者については、平成30年3月31日まで減給保障制度を適用。

技能労務職給料表他の給料表については、1級制から県準拠の4級制とする。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

--

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、山形県人事委員会勧告に準じ、見直しを実施。
（平成27年4月1日実施）

通勤手当については、山形県職員に準じ、手当額を改定。概ね30km以上の通勤距離に該当する通勤手当が増額。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾花沢市	41.7歳	303,600円	356,300円	328,920円
山形県	44.3歳	347,000円	432,900円	373,600円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	43.0歳	322,530円	372,533円	346,990円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
尾花沢市	45.3歳	13人	276,200円	302,400円	295,059円	—	—	—	—
うち学校給食員	39.5歳	5人	259,200円	275,800円	277,257円	調理師	41.8歳	209,900円	1.31
うち自動車運転手	53.6歳	4人	290,900円	323,625円	298,317円	自家用常用自動車運転手	50.8歳	193,800円	1.67
うちその他	44.2歳	4人	282,800円	314,275円	299,488円	—	—	—	—
山形県	46.4歳	535人	333,000円	—	352,700円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	50.1歳	20人	304,885円	326,598円	316,352円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
尾花沢市	—	—	—
うち学校給食員	4,272,600円	2,821,400円	1.51
うち自動車運転手	5,354,300円	2,614,100円	2.05
うちその他	4,903,300円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成23～25年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
尾花沢市	—歳	—円	—円
山形県	—歳	—円	—円
類似団体	—歳	—円	—円

④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
尾花沢市	36.6歳	269,100円	333,862円	292,164円
山形県	—歳	—円	—円	—円
国	—歳	—円	—	—円
類似団体	37.0歳	—円	—円	—円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査

において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		尾花沢市	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	135,600 円	—
	中学卒	— 円	125,400 円	—
教育職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—
〇〇職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（26年4月1日現在）

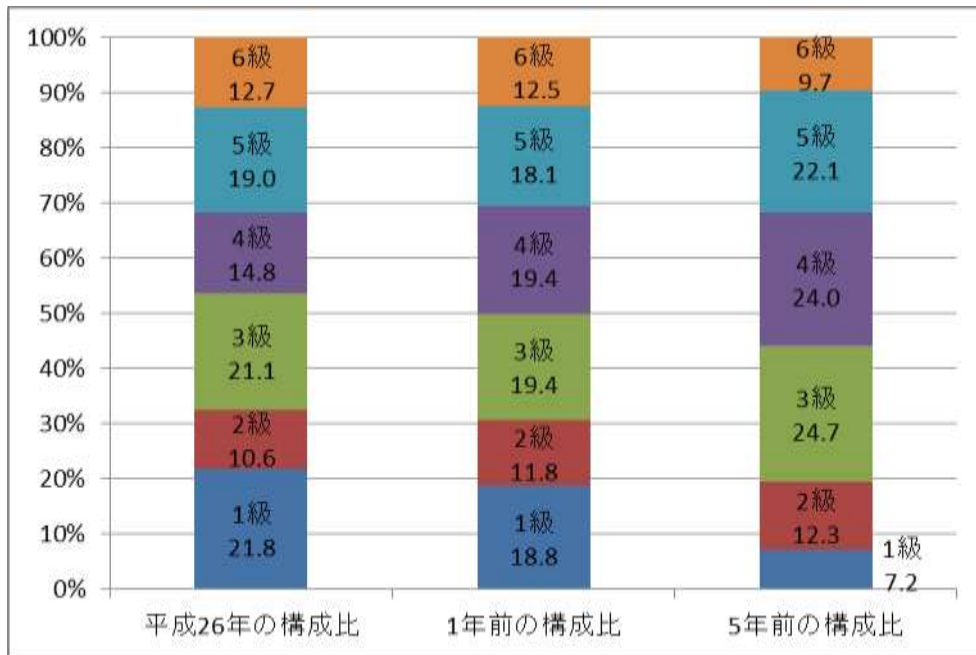
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	252,500 円	357,400 円	384,700 円	403,800 円
	高校卒	212,400 円	322,200 円	363,900 円	392,400 円
技能労務職	高校卒	212,900 円	277,900 円	— 円	336,600 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円
〇〇職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	31 人	21.8 %	315,600 円	243,700 円
2級	主事	15 人	10.6 %	185,800 円	309,200 円
3級	係長、主任	30 人	21.1 %	222,900 円	356,400 円
4級	主査、係長、主任	21 人	14.8 %	261,900 円	390,100 円
5級	補佐	27 人	19.0 %	289,200 円	402,500 円
6級	課長、主幹	18 人	12.7 %	320,600 円	424,600 円

- (注) 1 尾花沢市市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日に、各職員の1年間の勤務成績を判定し、昇給の号級数を決定。

今年度より、人事評価制度を試行するが、制度の内容についても検討を重ね、今後勤務成績を昇給により反映できる仕組みについても検討していく。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

尾花沢市	山形県	国
一人当たり平均支給額 (25年度) 1,274千円	一人当たり平均支給額 (25年度) 1,526千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.20月分 (1.40)月分 (0.60)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

人事評価制度の内容を踏まえながら、今後検討していく。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

尾花沢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例 3～45%加算)			(定年前早期退職特例 2～45%)		
1人当たり平均支給額 1,945千円 22,036千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			○○.○ (●●.●)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		2,979 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		270,800 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		4.0 %			
手当の種類（手当数）		3 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価	
医務手当	中央診療所に勤務する医師	医務に従事した場合	千円	日額	救急診療待機手当 18,000円 救急診療業務手当 18,000円
				月額	<ul style="list-style-type: none"> ・基準額260,000円に1年増すごとに20,000円を加える ・医務の級の区分による月額 3級：100,000円 4級：110,000円 ・医務手当 所長：200,000円 医長：120,000円 ・健康診断業務手当（月額）40,000円以内 ・嘱託医師業務手当（月額）100,000円以内
診療業務手当	対象業務に従事した職員	放射線、臨尿検査及び伝染性患者の治療に従事、また死体の処理作業に従事した場合	千円	月額：1,500円 死体の処理業務1件：500円	
夜間看護手当	対象業務に従事した職員	深夜における看護勤務に従事した場合		4時間超1回：4,200円 4時間未満1回：2,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	63,150 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	264 千円
支給実績（25年度決算）	59,743 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	251 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (25年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (25年度決算)
扶 養 手 当	1. 配偶者13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 それぞれ6,500円 (職員に配偶者がいない 場合はそのうち1人につ いて11,000円) ※扶養親族である子のう ち、満15歳に達する日 後の4月1日から満22歳 に達する日以後の最初 の最初の3月31日まで の間にある子1人につ き5,000円加算	同じ		23,629千円	207,272円
住 居 手 当	借家：限度額月額27,000円	同じ		11,170千円	319,143円
通 勤 手 当	交通機関利用 利用区間等に応じて支給 【限度額55,000円】 自動車等 通勤距離に応じて支給 月額2,600～21,400円	異なる	自動車通勤距 離に応じた月 額 限度額 21,400円	10,264千円	72,282円
管 理 職 手 当	課長・主幹・室長 41,000円	異なる		9,310千円	465,500円
休 日 勤 務 手 当	祝日法による休日等に勤 務した場合 135/100	同じ		11,137千円	301,000円
夜 間 手 当	午後10時から午前5時ま でに勤務した場合 25/100	同じ		3,727千円	100,730円
寒 冷 地 手 当	扶養親族のある職員 17,800円 その他の世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同じ		14,866千円	62,726円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	455,000 円 (910,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,010,000 円/389,500 円
	副 市 町 村 長	544,000 円 (680,000 円)	800,000 円/544,000 円
報 酬	議 長	405,000 円 (420,000 円)	500,000円/274,000円
	副 議 長	363,000 円 (375,000 円)	450,000円/234,000円
	議 員	340,000 円 (350,000 円)	420,000 円/220,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(26年度支給割合) 2.93 月分	
	議 長 副 議 員	(26年度支給割合) 2.93 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給与月額×在職月数×0.567 2,476万円 任期毎	
	備 考	給与月額×在職月数×0.331 1,080万円 任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

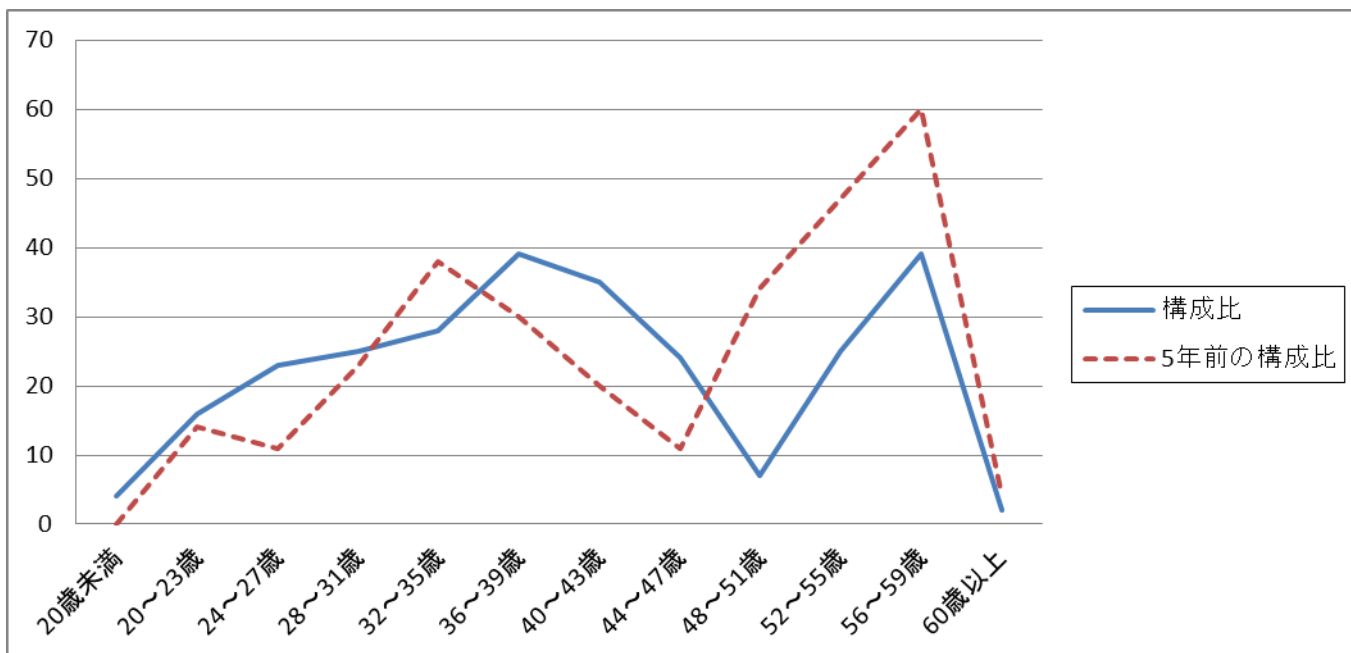
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	業務見直し、退職不補充による減 業務量増加に伴う増 業務見直しによる増
		総 務	49	46	▲3	
		税 務	14	14	0	
		労 働	1	1	0	
		農 林 水 産	15	15	0	
		商 工	7	8	1	
		土 木	15	16	1	
民 生	36	36	0			
衛 生	17	17	0			
	計	158	157	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.07人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.15人)	
	教育部門	31	28	▲3		
	消防部門	50	50	0		
	小 計	239	235	▲4	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.84人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.64人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 そ の 他	病 院	18	17	▲1	退職不補充による減
		水 道	4	4	0	
		そ の 他	13	12	▲1	退職不補充による減
	小 計	35	33	▲2		
合 計		274	268	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 146.93人	
		[310]	[310]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	16人	23人	25人	28人	39人	35人	24人	7人	25人	39人	2人	267人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		176	168	162	158	158	157	▲19(▲10.8%)
教育		36	34	33	33	31	27	▲9(▲25%)
消防		47	47	48	49	50	50	3(6.4%)
普通会計計		259	249	243	240	239	234	▲25(▲9.7%)
公営企業等会計計		34	34	33	35	35	33	▲1(▲2.9%)
総合計		293	283	276	275	274	267	▲26(▲8.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。